



2017年4月20日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児
(コード番号 : 4901 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部
コーポレートコミュニケーション室長
吉澤 ちさと
(TEL : 03-6271-1111)

第三者委員会設置 及び 2017年3月期 決算発表の延期に関するお知らせ

当社の連結子会社である富士ゼロックス株式会社の海外販売子会社Fuji Xerox New Zealand Limited (以下「FXNZ」といいます。)において、2015年度以前における一部のリース取引に関わる会計処理の妥当性について確認が必要となりました。これを受け、本日開催の取締役会において、下記のとおり第三者委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、2017年3月期(2016年4月1日~2017年3月31日)決算の内容につきましては、第三者委員会の調査結果を踏まえて発表させていただくため、当初予定していた2017年4月27日から延期することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会設置の趣旨

2017年3月期の決算にあたり、FXNZにおける2015年度以前の特定のリース取引^{※1}の一部において、受取債権の計上や回収可能性などに関わる会計処理の妥当性を確認する必要性^{※2}(以下「本件問題」といいます。)が判明いたしました。本件問題に対して、当社は社内調査委員会を組織し、調査を進めてきました。

今般、調査の客観性及び信頼性を高めるため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することといたしました。

なお、社内調査委員会による調査において、現在までに判明している、FXNZの会計処理が過去数年間にわたる「当期純利益」に与える影響金額は、累計で約220億円^{※3}(損失)です。

※1: 機器と消耗品・メンテナンスサービスを一体として契約し、毎月の利用量に応じた料金によって機器に係る代金も回収する形態のリース契約。

※2: 機器に係る代金の回収を確保するために適切な水準に設定すべき毎月の最低利用量が明確に設定されていなかった等の事由に起因。

※3: 約281百万ニュージーランドドル、2017年3月31日の為替レート(ニュージーランドドル:78.43円)にて換算。
当該金額は今後の調査により多少変動する可能性があります。

2. 第三者委員会の目的

- (1) 本件問題の事実関係の調査
- (2) 本件問題に類似する問題の存否及び事実関係の調査
- (3) 本件問題に関する原因分析及び再発防止策の提言
- (4) その他、第三者委員会が必要と認めた事項

3. 第三者委員会の構成（敬称略）

第三者委員会は、社外取締役及び社外監査役の協議を経て、当社と利害関係を有しない以下の委員で構成することとしました。第三者委員会の独立性及び中立性が阻害される要因はありません。

委員長	伊藤 大義	公認会計士（公認会計士伊藤事務所）
委員	佐藤 恭一	弁護士（シティユーワ法律事務所）
委員	西村 光治	弁護士（弁護士法人松尾綜合法律事務所）

4. 2017年3月期決算発表が延期となる理由と今後の予定

上記のとおり、当社は、第三者委員会を設置し、実態解明につとめてまいりますが、第三者委員会による調査には一定の時間が必要となることから、当初2017年4月27日を予定していた決算発表の延期を決定いたしました。決算発表日は現時点では未定ですが、決定次第速やかに公表いたします。

当社は、今後、第三者委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。第三者委員会の調査の結果は、5月中を目処に当社に報告される予定であります。第三者委員会からの調査報告については、その受領後速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと深くお詫び申し上げます。

以上

（参考）委員の略歴

氏名	略歴	
伊藤 大義	1970年1月	監査法人辻監査事務所（その後合併及び名称変更によりみずず監査法人）入所
	1973年5月	公認会計士登録
	2004年7月	日本公認会計士協会 副会長
	2006年5月	みずず監査法人理事
	2007年8月	公認会計士伊藤事務所 開設 現在に至る
	2012年1月	日本公認会計士協会綱紀審査会会長
佐藤 恭一	1967年4月	大阪商船三井船舶株式会社（現 株式会社商船三井）入社
	1980年4月	弁護士登録
	1980年4月	富士法律特許会計事務所 入所
	1994年4月	佐藤恭一法律事務所 開設
	2000年4月	東京シティ法律税務事務所（現 シティユーワ法律事務所）入所 現在に至る
西村 光治	1992年4月	弁護士登録
	1992年4月	松尾綜合法律事務所（現 弁護士法人松尾綜合法律事務所）入所 現在に至る
	2004年1月	ニューヨーク州弁護士登録
	2004年11月	弁護士法人松尾綜合法律事務所 社員弁護士 現在に至る